

# 研究倫理教育の実施体制図

## 【責任・権限】

研究活動上の不正行為及びその発生時の対応について大学を統括し、対外的な全ての責任を負う。

学長を補佐し、大学を統括する実質的な責任及び権限を持つ。

各部局における研究倫理教育の実施に係る実質的な責任及び権限を持つ。

各部局において研究倫理教育責任者を補佐する。

監査室

公正研究推進統括責任者  
[学長]

基本方針の策定  
必要な措置

状況報告

研究倫理教育統括責任者  
[副学長(研究担当)]

具体策の  
策定・指示

状況報告

研究倫理教育責任者

学部長

研究科長

教育支援  
機構長

研究推進  
機構長

国際化推進  
機構長

具体策の実施、受講管理・指導、モニタリング・改善指導

研究倫理教育担当者

学科主任

研究科幹事

センター長

センター等の長

センター長

教員・学生

具体策の実施、研修受講